

神戸市公立大学法人監事監査規則

2023年4月1日

規則第9号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）の監事が行う監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 監事は、法人の業務全般について監査を行う。

(区分)

第3条 監事監査の区分は、次のとおりとする。

(1) 定期監査 期初に作成される、第10条に規定する監査計画書にもとづいて行う監査

(2) 臨時監査 監事が必要と認めるときに予告なく行う監査

(監事の権限)

第4条 監事は、いつでも、法人の役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

2 監事は、調査及び監査の実施にあたり、法人の役員（監事を除く。）又は職員に対し、帳票及び諸資料の提出、事実の説明その他調査及び監査に必要な要求を行うことができる。

3 監事は、必要と認めるときは、法人外の関係先に対して内容の照会又は事実の確認を求めることができる。

4 監事は、監査の遂行上必要と認めるときは、関係者に対して業務に関する会議への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

(監事の遵守事項)

第5条 監事は、監査を行うにあたって、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

2 監事は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

3 監事は、被監査部局に対し直接指揮命令を行ってはならない。

(監査の事務補助)

第6条 監事は、必要と認めるときは、理事長の承認を得て、法人の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 監事は、必要と認めるときは、理事長の承認を得て、前項の職員以外の者に監査に関する事務を補助させることができる。

3 前2項の規定により、監査の事務の補助に従事する職員は、当該事務に関し知り得

た事項について、他に漏らしてはならない。

(監査への協力)

第7条 監査を受ける関係者は、監事（監査の事務補助に従事する職員を含む。）の求めに応じ、監査に立ち会い、必要な資料又は物件を提示し、説明及び報告等を行い、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

(会計監査人との連携)

第8条 監事は、会計監査人と密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。

2 監事は、必要に応じ、会計監査人と会合を持ち、報告を受け、意見交換を行うものとする。

3 監事は、会計監査人から会計事務に関して不正な行為又は法令、諸規程等に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、助言又は勧告等の必要な措置を講じるものとする。

(他の監査機関との関係)

第9条 監事は、神戸市公立大学法人内部監査規則（2023年4月規則第24号）に基づいて監査を行う監査担当者と密接に連携を保ち、監査の各段階で監査効率の向上を図るよう努めなければならない。

第2章 監査の計画

(監査計画)

第10条 監事は、期初に監査計画書を作成しなければならない。ただし、必要に応じて行う臨時監査については、この限りでない。

2 監事は、監査計画を作成し、若しくは変更したとき又は臨時監査の必要を認めるときは、速やかに理事長に通知しなければならない。

第3章 監査の実施

(監査の実施)

第11条 監事は、法人の業務運営状況及び会計処理状況の実態を把握し、関係法令等に基づき、適正な執行状況について監査するものとする。

(監査の方法)

第12条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

(重要な会議への出席)

第13条 監事は、理事会、経営協議会及び教育研究評議会その他法人の業務運営に関する重要な会議に出席して意見を述べることができる。

(文書の閲覧)

第14条 監事は、法人の業務運営に関する重要な文書を閲覧することができる。

(事故又は異例の事態の監事への報告)

第15条 業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、役員及び教職員は速やかにそ

の旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(役員からの報告聴取)

第16条 監事は、必要に応じて、役員その他の者から監査に係る諸事項の説明又は報告を受けることができる。

(特別の報告に対する措置)

第17条 監事は、役員から業務上の事故又は異例の事態について報告を受けたときは、その調査の要否を検討するものとする。

第4章 監査結果の報告と措置

(監査結果の報告)

第18条 監事は、監査終了後、遅滞なく監査結果報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見を提出することができる。

(監査結果の措置)

第19条 理事長は、監査の結果の報告に基づき改善すべき事項があるときは、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。

第5章 雑則

(監査実施基準)

第20条 監査の手續その他この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

2 公立大学法人神戸市外国語大学監事監査規程(2018年7月規程第6号)は、廃止する。